

一般財団法人 太田市文化スポーツ振興財団  
文化施設

(太田市民会館・新田文化会館・藪塚本町文化ホール)

# 「おおたん文化倶楽部」

入会のご案内



お問い合わせ  
太田市民会館内 おおたん文化倶楽部 事務局  
〒373-0817 群馬県太田市飯塚町200番地1  
TEL 0276-57-8577 FAX 0276-55-8422



## 太田市民会館

〒373-0817  
群馬県太田市飯塚町200番地1  
TEL 0276-57-8577



## 新田文化会館・総合体育館

〒370-0341  
群馬県太田市新田金井町607番地  
TEL 0276-57-2222  
URL <http://www.airys.net>



## 藪塚本町文化ホール

〒379-2304  
群馬県太田市大原町505-2  
TEL 0277-78-0511



# 「おおたん文化倶楽部」とは

太田市民会館／新田文化会館／藪塚本町文化ホールを

ご利用いただくお客様に、より良いサービスを提供していくためのものです。

1人でも多くの方に質の良い芸術をお届けし、楽しんでいただければと願っております。

ご家族、ご友人お誘い合わせのうえ、ぜひご入会ください。

## <会員の特典>

### 1. チケットの割引

(一財)太田市文化スポーツ振興財団の主催の催し物について、割引価格でチケットを購入できます。

ただし、割引枚数、割引価格などはその都度財団が設定いたします。

### 2. チケットの優先予約

財団の主催の催し物について、チケット先行予約ができます。

(先行予約の有無、開始時期についてはその都度財団にて設定いたします)

### 3. チケットの郵送料サービス

電話予約でチケット購入の場合、チケットをご自宅まで郵送いたします。

その際の郵送料は、財団が負担いたします。

チケット代金のお支払いについて、郵便局による代金引換になります。

チケットを郵便局員の方がご自宅にお届けいたします。

郵便局員の方にチケット代金・代引手数料(260円)・送金手数料(130円)をお支払いください。

### 4. イベント情報誌の郵送料サービス

財団の主催の文化事業の情報誌および各催し物チラシなどのお知らせを、ご自宅まで送付いたします。

その際の郵送料は財団が負担いたします。

### 申込方法

お申し込みは随時受け付けております。

◎別紙の申込用紙に記入し、会館の窓口へご持参ください。

◎年会費1,500円をお支払いください。

◎会員証(カード)が発行されます。カードの番号がお客様の会員番号です。

◎チケット購入時には、窓口で必ずカードをご提示ください。

☆当会は以下の規約により運営いたします。ご入会の前によくご確認のうえ申し込みください。

## 「おおたん文化倶楽部」規約

### 第1条 (名称)

この会の名称は「おおたん文化倶楽部」といいます。

### 第2条 (会員の定義)

本規約を承認の上、一般財団法人太田市文化スポーツ振興財団（以下「財団」という）に申し込みをし、財団が入会を認めた方を「おおたん文化倶楽部会員」（以下「会員」という）とします。

### 第3条 (会員証)

財団は会員へ会員証（以下「カード」という）を発行します。このカードは第5条の継続手続きにより、毎年新しく発行されます。また、カードを他人に貸したり、譲渡したりすることはできません。

### 第4条 (年会費)

会員は財団に対し、年会費1,500円を支払います。

### 第5条 (会期について)

カードの有効期限は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。

### 第6条 (会員の特典)

会員には次の特典があります。ただし、財団主催の催し物（以下「催し物」という）に限り、太田市民会館／新田文化会館／藪塚本町文化ホールでの取り扱いとなります。

- ①チケットの割引制度があります。
  - ②チケットの優先予約ができます。
  - ③ご予約のチケットがご自宅まで郵送されます。（郵送料無料）
  - ④財団の情報誌および各催し物のチラシが送付されます。（郵送料無料）
- ※①・②については、すべての公演で適用されるわけではありません。

### 第7条 (カードの紛失、盗難等)

カードを紛失したり盗難にあった時（以下「紛失等」という）は、財団にその旨を連絡し、カードの再発行の手続きをとるものとします。その際の手数料は無料です。

### 第8条 (届出事項の変更)

入会時の届出事項に変更が生じたときは、速やかに財団へ届け出ることとします。

### 第9条 (会員資格の喪失)

財団は会員が次のいずれかに該当した場合に、会員資格を取り消すことができるものとします。

- ①入会時に虚偽の申告があったとき。
- ②定められた期間内に継続の手続きがなされなかったとき。
- ③財団が定めた規約に違反するなど、会員としてふさわしくない行為をしたとき。

### 第10条 (権限および運営)

会員は会の権限および個人情報の取り扱いなどの運営に関するそのすべてを、財団に一任することとします。

#### 附則

この規約は、平成21年 9月 1日から施行します。

この規約は、平成25年 9月 1日から施行します。

この規約は、平成29年 4月 1日から施行します。